

信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、長野県が管理する道路において、ボランティアで美化活動等を行う里親の道路愛護活動を支援し、道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。
もって、道路環境の向上及び地域住民の交流促進に資する。

（里親）

第2条 この制度において、里親とは、地域住民団体、企業又は学校等で、次条に規定する活動を行い、第7条に規定する協定を締結した者をいう。

（活動内容）

第3条 里親の活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 歩道、待避所、法面等の清掃、草刈り、枝払い等
- (2) 植樹帯、花壇等の維持管理
- (3) その他道路の美化、維持活動

（里親の申込み）

第4条 里親としての活動を希望する者（以下「里親希望者」という。）は、申込書（様式1）を、当該区間を管理する建設事務所長（以下「建設事務所長」という。）へ提出する。

（活動区間）

第5条 活動区間は、里親希望者と建設事務所長が協議して定める。

（市町村の協力）

第6条 建設事務所長は、この制度の効果的な運用を図るため、活動区間の存する市町村（以下「市町村」という。）に必要な協力を要請する。

（協定の締結）

第7条 第4条に規定する申し込みがあった場合は、里親希望者、市町村長及び建設事務所長が協議し、協定書（様式2）を取り交わす。

2 里親は、協定書締結時に参加者名簿（様式3）を提出するものとする。

(活動報告等)

第8条 里親は、活動年度終了（毎年3月末日）後、速やかに活動報告書（様式4）を建設事務所に提出する。

(活動に対する支援)

第9条 建設事務所長は、里親の活動を支援するため、里親と協議の上、活動に必要なと思われる道具、材料等を貸与又は支給することができる。

2 知事は、里親の活動を支援するため、県の負担で里親の活動中の事故等に対する保険に加入する。

(アダプトサインの設置)

第10条 建設事務所長は、里親の活動意識の向上と、道路利用者へのアピールのため、里親の名称等を記載したアダプトサインを設置する。

(協定の解除)

第11条 里親、市町村長及び建設事務所長のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除する。

2 建設事務所長は、里親が協定内容に基づく活動をしていないと認められるときは、市町村長の意見を聴いた上で協定を解除することができる。

3 里親は協定解除を希望する場合、協定解除申出書（様式5）を建設事務所長へ提出する。建設事務所長は協定解除後、里親あてに協定解除通知（様式6）を送付する。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 6 日から施行する。